

農業改良資金助成法施行令

〔 昭 和 3 1 年 政 令 第 1 3 1 号 〕
最終改正 平成20年4月16日政令第136号

内閣は、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条、第三条第一項第二号、第五条第一項、第十条、第十三条、第十八条第一項及び第二十条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（融資機関）

第一条 農業改良資金助成法（以下「法」という。）第三条第二項の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。

（農業改良資金の償還期間及び据置期間）

第二条 法第五条第一項の政令で定める期間は、十年以内（特定地域資金にあつては、十二年以内）とする。

2 法第五条第二項の政令で定める期間は、三年以内（特定地域資金にあつては、五年以内）とする。

（支払の猶予）

第三条 法第十条（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定めるやむを得ない理由は、法第三条の貸付けを受けた者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷とする。

（特別会計の経理）

第四条 都道府県は、法第十二条第一項の規定により設置する特別会計においては、法第三条の貸付けの事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理をその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（事務の委託）

第五条 都道府県が法第十三条第一項の規定により同項の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる事務は、法第三条の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

（政府貸付金の償還方法）

第六条 法第十四条第一項の政府貸付金の償還期間は、十三年（六年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、農林水産大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

2 都道府県が法第十条の規定により償還金の支払を猶予したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における前項の政府貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

（都道府県貸付金の貸付けの条件の基準等）

第七条 都道府県が法第三条第二項の規定により貸し付ける資金（以下この条において「都道府県貸付金」という。）の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 都道府県貸付金の償還期間は、十三年（六年以内の据置期間を含む。）以内とすること。
 - 融資機関は、都道府県知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
- 2 融資機関が法第十七条において準用する法第十条の規定により償還金の支払を猶予したときは、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、

同項第五号に該当するものとみなす。

- 3 都道府県が、融資機関に対し、地方自治法施行令第七十一条の六第一項の規定により都道府県貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における政府貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

(納付金)

第八条 都道府県が法第三条の貸付けの事業の全部を廃止した場合における法第十六条第一項の規定による政府への納付金は、その廃止の際における貸付金等の未貸付額に係るものについてはその廃止の日から起算して三月以内に、その後において支払を受けた貸付金等の償還金に係るものについてはその支払を受けた償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の八月三十一日までに納付しなければならない。

(延滞金)

第九条 都道府県は、法第十六条第一項の規定による政府への納付金を前条に規定する期限までに完納しなかつたときは、当該期限の翌日からその完納の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない。